

第3 低炭素型のくらしや持続可能なエネルギー社会の実現

1 地球温暖化対策条例に基づく取組

京都市地球温暖化対策条例で定める、「平成 42（2030）年度までに平成 2（1990）年度比 40%削減、平成 32（2020）年度までに平成 2（1990）年度比 25%削減」という目標の達成に向け、地球温暖化対策推進本部を中心に全庁的に取組を推進し、地球温暖化対策推進委員会により、その取組の点検評価を行う。

(1) 京都市地球温暖化対策条例

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進のため、「京都市地球温暖化対策条例」を平成 16 年 12 月に制定し、平成 17 年 4 月 1 日から施行している。

平成 22 年 10 月には、条例の施行状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、全部改正を行った。改正した条例は、平成 23 年 4 月から施行している。（特定建築物における地域産木材の利用、再生可能エネルギー利用設備の設置、建築物環境配慮性能の表示、特定緑化建築物における緑化の義務規定については、平成 24 年 4 月から施行している。）

同条例は、温室効果ガス総排出量の削減目標として、「平成 42（2030）年度までに平成 2（1990）年度比 40%削減、平成 32（2020）年度までに平成 2（1990）年度比 25%削減」を掲げたうえ、事業者排出量削減計画書制度、建築物排出量削減計画書制度における義務規定を拡充し、緑化重点地区内の建築物に係る緑化等の義務を設けた。また、削減目標や主たる対策については、京都府地球温暖化対策条例との共同化を図っている。

市内の温室効果ガス排出量の状況や、地球温暖化対策に基づく施策の進ちょく状況については、同条例の規定に基づき、毎年度、「地球温暖化対策に係る年次報告書」としてとりまとめ、公表している。

(2) 京都市地球温暖化対策計画＜2011～2020＞（平成 23 年 3 月策定）

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間として、京都市地球温暖化対策条例に規定する削減目標を達成するため、本市が取り組む施策、市民生活及び事業活動に求められる取組、取組の進ちょく管理の方法とそれを実施するための体制を定めている。

【計画の概要】

ア 計画策定の趣旨

京都市の温室効果ガス排出の現状や社会的な動向を受けて、持続的な発展が可能な低炭素社会を構築するために、中長期を展望した目標を掲げ、市民や事業者等の皆様と共に温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めていくものである。

(イ) 計画の位置付け

京都市地球温暖化対策条例に基づく地球温暖化対策計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）である。

(イ) 計画の期間

2011（平成 23）年度から 2020（平成 32）年度

イ 削減目標

京都市域からの温室効果ガス排出量を、「2020（平成 32）年度までに、1990（平成 2）年度比で 25%削減する。」ことを目標としている。

ウ 6つの社会像の提示

低炭素社会の実現に向けては、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムを転換していくことが不可欠であり、そのためには市民や事業者が広く共感でき、共有することができる社会像を提示し、それに向けた政策を進めていくことが重要である。

このため、京都の特性を考慮した6つの観点から、条例の削減目標年次である 2030（平成 42）年度の低炭素社会像を提示している。

- ① 人と公共交通優先の歩いて楽しいまち
- ② 森を再生し「木の文化」を大切にすまち
- ③ エネルギー創出・地域循環のまち
- ④ 環境にやさしいライフスタイル
- ⑤ 環境にやさしい経済活動
- ⑥ ごみの減量

エ 削減効果指標による施策の進行管理

「太陽光発電設備の発電出力」などの、温室効果ガス削減の「削減効果指標」を設定し、各指標について 2020（平成 32）年度の目標値を定めている。削減効果指標を毎年度把握したうえで、数値目標との乖離が大きなものについては施策を強化するなど、的確かつ具体的な進ちょく管理を図る。

オ 3つの戦略プロジェクト

上述の社会像を実現するために、「まち」「経済」「暮らし」という3つの観点から重点的に推進する施策群を、「戦略プロジェクト」として位置付けている。

- ① 歩くまち・低炭素都市づくりプロジェクト
- ② グリーン・エコノミー創出プロジェクト
- ③ エコライフ・コミュニティ創出プロジェクト

【計画の見直し】

東日本大震災に伴う、温室効果ガス排出量の増加及びエネルギーを取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 24 年 11 月から、地球温暖化対策推進委員会（京都市環境審議会の部会）において計画の見直しを審議している。

(3) 地球温暖化対策推進本部（平成 17 年 4 月設置）

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための全庁横断的な組織体制であり、市長を本部長とし、各局、区長等で構成する。

地球温暖化対策条例に規定する年次報告書の作成や地球温暖化対策の推進に関する施策で重要なものの企画、立案、総合調整などの事務を所掌する。

(4) 地球温暖化対策推進委員会

京都市環境審議会の部会として、平成19年2月に「地球温暖化対策評価検討委員会」を設置した。地球温暖化対策計画の取組を点検評価するための第三者機関であり、学識経験者に加えて、市民、事業者の代表などで構成され、2年間の任期において9回、委員会を開催した。

平成21年度からは、委員を再編成し、名称を「地球温暖化対策推進委員会」に改め、地球温暖化対策条例の改正及び新たな地球温暖化対策計画の策定について審議した。

平成23年度及び平成25年度に委員改選を行い、同条例・同計画に掲げた施策の進ちょく管理、評価を行っている。

(5) 京都市における温室効果ガスの総排出量（2011（平成23）年度）

2011（平成23）年度における温室効果ガスの総排出量は、757万トンであり、基準年度（1990（平成2）年度）の総排出量779万トンから22万トン、2.8%減少した。

		万トン-CO ₂		
		基準年度 (1990(平成2)年度)	前年度 (2010(平成22)年度)	最新年度 (2011(平成23)年度)
温室効果ガス 総排出量		779	661	757
増	基準年度比（増減率）	—	▲118（▲15.1%）	▲22（▲2.8%）
減	前年度比（増減率）	—	—	+96（+14.5%）
電気の排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)		0.353	0.311	0.450

○ 前年度からの総排出量増加の主な要因は、原子力発電の依存度低下による電力不足を、火力発電で補ったことによる、化石燃料の利用増加

※ この総排出量は、化石燃料の使用等に伴い実際に排出された温室効果ガスから、森林吸収量や市民が設置した太陽光発電からの余剰電力の売却量など、温室効果ガス排出量を削減する効果のある量（削減効果量）を差し引いたものである。

(6) 事業者排出量削減計画書制度

平成23年4月に施行した改正京都市地球温暖化対策条例に基づき、新たな事業者排出量削減計画書制度を実施している。本制度は、本市区域内の事業者のうち、一定要件以上の事業者を「特定事業者」と定め、事業者排出量削減計画書及び削減報告書の提出を義務付けることに加え、本市が当該削減計画書及び削減報告書の総合評価を行い、公表することにより、特定事業者の積極的な温室効果ガス排出削減の取組を促すとともに、当該取組を支援するために次の取組を実施するものである。

ア 事業者への周知徹底及びスムーズな制度の移行を促すため、京都市地球温暖化対策条例に基づく義務内容の説明会及び個別相談会を実施する。

イ 提出された削減計画書に基づき、各事業者における削減目標の確認及び重点対策の取組状況を把握するため訪問調査による情報収集を行う。

ウ 提出された削減計画書、削減報告書及び根拠資料等に基づいた総合評価を行い、評価結果を公表するとともに、低評価事業者に対して原因を追求するため専門的な

知識や経験を有する者による訪問調査を実施し、より一層の省エネルギー対策等に取り組むよう、エネルギー使用の合理化に資する措置等を指導・助言する。

- エ 計画期間において著しく温室効果ガスを削減した優良な事業者については、取組内容について効果分析等の検証を踏まえ顕彰を行う。

平成 23 年度からは事業者排出量削減計画書制度の第一計画期間（平成 23～25 年度）における取組を実施しており、平成 23 年度は特定事業者 146 者からの削減計画書の受理、当該計画書の総合評価及び低評価事業者への訪問調査(15 件)を実施した。平成 24 年度は、平成 23 年度分の削減報告書の受理及び低評価事業者への訪問調査(16 件)を実施した。平成 25 年度は、引き続き平成 24 年度分の削減報告書の受理及び、計画書と報告書の実績にかい離が生じている事業者への訪問調査を実施する。

(7) 建築物排出量削減計画・公表制度

京都市地球温暖化対策条例に基づき、2,000 m²以上の新築又は増築を行なう建築物（特定建築物）の建築主に、建築物排出量削減計画書の提出を義務付け、その内容を公表している。

平成 25 年 10 月 1 日現在 664 件の計画書の提出を受け、特定建築物の建築主に対して温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を促している。

また、平成 23 年 4 月 1 日からは、京都にふさわしい環境配慮建築物の評価基準である CASBEE（キャスビー）京都による評価を義務付け、平成 25 年 10 月 1 日現在 246 件の評価結果の提出を受けた。さらに、持続可能な森林資源の循環サイクルやエネルギーの創出・地域循環の進展に取り組む観点から、平成 24 年 4 月 1 日以降に確認申請を行う特定建築物には、地域産木材の利用や再生可能エネルギー利用設備の導入及び CASBEE 京都評価結果の表示を義務付けている。平成 25 年 10 月 1 日現在 132 件の地域産木材利用及び再生可能エネルギー利用設備設置の届出の提出を受けた。

(8) DO YOU KYOTO? クレジット制度

市民や中小事業者による主体的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、省エネ活動などにより実現した CO₂ 削減量をクレジットとして認証し、市内のイベントや主催者がこれをカーボン・オフセットに活用する「DO YOU KYOTO? クレジット制度」を平成 23 年 8 月に創設した。

京都で創出されたクレジットが京都で活用されるとともに、イベント参加者や大企業の資金が中小事業者やコミュニティの活動を支えるという、CO₂ クレジットの京都版「地産地消」モデルを構築している。

【創出実績】

- 平成 23 年度：9 団体、約 160 トンを認証
- 平成 24 年度：27 団体、約 410 トンを認証

【活用実績（平成 25 年 10 月 1 日現在）】

- 平成 24 年度：11 団体が 59.8 トンを活用
 - ・京都サンガ F.C. のホームゲーム（全 10 試合） 37.7 トン

- ・京都リサーチパークで開催されたイベント『KRP-WEEK』 4.0 トン
- ・京都マラソン 2013 12.8 トン
- ・カーボン・オフセット付きスマホアプリ「京都まちあるき観光 Navi」 1.5 トン
など

○平成 25 年度：8 団体が 55.0 トンを活用

- ・京都サンガ F.C. のホームゲーム（全 15 試合） 46.7 トン
- ・京都リサーチパークで開催されたイベント『KRP-WEEK 2013』 4.0 トン
- ・京の七夕 3.1 トン など

(9) 府市行政協働パネル

実務者レベルで、府市の共通する課題や問題を提起しあい、府市で協働できることや、二重行政の回避などについて協議を行うために府市政協働パネルを開催している。平成 20 年度からは地球温暖化防止について話し合う地球温暖化対策パネルを実施しており、これまで 4 回開催している（平成 25 年 10 月 1 日現在）。

2 環境モデル都市行動計画に基づく取組

本市は、平成 21 年 1 月 23 日に、温室効果ガスの大幅な削減などに高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に選定された。現在、平成 21 年 3 月に策定した「京都市環境モデル都市行動計画」に基づき、低炭素社会の実現に向けた取組を進めている。環境モデル都市行動計画の事業進ちょく状況について、平成 21 年度は、国から「先進的な事業を推進するなど進ちょく状況が優れている」という「A 評価（S, A, B, C の 4 段階評価。「S 評価」取得都市はなし）」を、平成 22 年度及び平成 23 年度はともに、5 項目（各 5 段階評価）のレーダーチャート式の評価で「市民のアイデア・市民力」、「地域活力の創出」の分野において最高評価を、他の 3 項目についても平均以上の評価を得た。

引き続き、行動計画に掲げる「『歩くまち・京都』戦略」、「『木の文化を大切にするまち・京都』戦略」、「“DO YOU KYOTO?” ライフスタイルの変革と技術革新（イノベーション）」の 3 つのシンボルプロジェクトの推進に当たり、平成 21 年度に策定された「『歩くまち・京都』総合交通戦略」、「『木の文化を大切にするまち・京都』市民会議」の検討報告書や、「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」の提言などを踏まえ、京都の特性・魅力を生かした取組を推進する。

(1) 「木の文化を大切にするまち・京都」推進事業

二酸化炭素の吸収源である森林に恵まれた京都が歴史的に培ってきた木造建築や景観などの「木の文化」を踏まえ、中長期的な展望のもとに「低炭素型景観の創造」を目指し、都市構造、暮らし方、木材の流通、森林涵養など幅広い観点から、「木の文化を大切にするまち・京都」の実現に向けた取組について議論するため、平成 20 年 12 月、「木の文化を大切にするまち・京都」市民会議を設置した。市民会議には、専門的事項を検討する 3 つのプロジェクトチーム（「森と緑」、「京都環境配慮建築物（CASBEE 京都）」、「平成の京町家」）を設置し、議論を進め、平成 22 年 3 月に検討報告書を取りまとめた。

(2) 環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議

低炭素社会の構築を目指し、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」を設置した。環境、経済、消費生活、教育、青少年健全育成、防犯、労働、景観、まちづくり、文化歴史などの幅広い観点から、課題や方策について議論が行われ、平成22年4月には、ライフスタイルの転換を進めるうえで、大切にしたい「12の視点」が盛り込まれた提言が提出された。

この提言をもとに、平成22年度以降、「環境にやさしいライフスタイルの転換プロジェクト」を実施している。

(3) 「京都市環境共生市民協働事業基金」(京都市民環境ファンド)

低炭素社会の構築、循環型社会の推進により、「環境共生型都市」を実現するために「京都市民環境ファンド」を設置し、寄付金、国庫補助金等のほか、家庭ごみの有料指定袋制による収入の一部を積み立てている。有料化財源による積立金については、「ごみ減量・リサイクルの推進」、「まちの美化の推進」、「地球温暖化対策」の3つの分野の事業に充当するほか、他の財源についてもその趣旨に沿った各種事業に充当している。また、一部を複数年にわたり積み立て、市民意見等を基に用途を検討し、中長期的な事業に活用していく。

3 エネルギー政策

平成25年4月に「エネルギー戦略策定プロジェクトチーム」を設置し、「原子力発電に依存しない、持続可能なエネルギー社会」を目指して、市民、事業者、行政など地域のあらゆる主体が一丸となって共汗で取り組む「京都市エネルギー政策推進のための戦略」の策定に取り組んでいる。

戦略では「市民力・地域力」、「先進性」、「産学公連携」、「自然の恵み」といった京都の強みや地域資源を生かした4つの視点に基づき、今後取り組むべき施策推進の方向性や、省エネルギー推進・再生可能エネルギーの普及拡大のための数値目標を設定するとともに、これらを着実に進めるリーディングプロジェクトを掲げることとしている。

また、平成23年度以降は、夏季・冬季の電力需給状況を踏まえ、市民、事業者との協力の下、節電対策を実施している。平成24年度、25年度には、関西電力株式会社に対して、株主として脱原発依存や経営の透明性の確保等の提案を行った。

4 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 太陽エネルギー利用促進事業

住宅等に太陽光発電システムを設置する市民に対して平成15年度から助成制度を設けており、平成18年度から共同住宅を対象に加え、さらに平成21年度から景観規制区域内には上乗せ助成を行い、平成22年度から集会所を助成対象に追加した。

平成 21 年度は 431 件 (1,472kW)、平成 22 年度は 857 件 (3,056kW)、平成 23 年度は 1,571 件 (6,204kW)、平成 24 年度は 1,780 件 (7,269kW) に助成しており、太陽光発電システムの導入は年々拡大している。また、平成 24 年度からは、東日本大震災による、市民の再生可能エネルギーや防災への意識の高まりを受け、「太陽光発電システム」に加え、優れたエネルギー変換効率を有するものの普及が進んでいない「太陽熱利用システム」、再生可能エネルギー電力の地産地消を促進する「蓄電システム」を太陽エネルギー利用設備として助成対象とし、設置費用の一部を助成することで自立分散型再生可能エネルギーの普及を図っていく。

なお、助成単価については、太陽光発電システムは 1kW あたり 2 万円 (上限 4kW)、蓄電システムは蓄電容量 1kWh あたり 5 万円 (上限 6kWh)、太陽熱利用システムはソーラーシステム (強制循環型) が 10 万円/件、太陽熱温水器 (自然循環型) が 5 万円/件としている。

(2) 市民協働発電制度の創設

京都市地球温暖化対策計画<2011～2020>において、市民など協働で太陽光発電設備を設置し、誰もが再生可能エネルギーの普及に関わることができる「市民協働発電の実施」を掲げている。

その実現に向け、平成 24 年 8 月に有識者や市民委員で構成される「京都市市民協働発電制度検討委員会」を設置し、11 月に同検討委員会から報告書が提出された。

【本市の市民協働発電制度の考え方】

- ① 太陽光発電の設置が困難な市民をはじめ、広く市民誰もが参加できる市民協働発電
- ② 地球温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大に寄与する市民協働発電
- ③ 運営主体、資金調達方法、利益の還元方法など、「環境先進都市・京都」の強みを生かした京都ならではの市民協働発電
- ④ エネルギーの地産地消を通じて、地域の活性化につながる市民協働発電

報告書をもとに創設した「京都市市民協働発電制度」において、公募により選定された運営主体が、市民などから出資を募り、平成 25 年 3 月に、3 箇所の公共施設において第 1 号の発電を開始した。

平成 25 年度は、第 1 期募集において、公募により選定された運営主体が 5 箇所の公共施設で市民協働発電所の稼働を予定している。また、再生可能エネルギーの更なる普及を図るため、第 2 期募集及び屋根貸し制度の参加事業者の募集を行う。

(3) 京都市水垂埋立処分地における大規模太陽光(メガソーラー)発電所の誘致

平成 23 年 3 月に策定した「京都市地球温暖化対策計画」において、「エネルギー創出・地域循環のまち」を実現するために再生可能エネルギーの導入拡大を掲げており、更に、平成 24 年 3 月に取りまとめた「はばたけ未来へ！京プラン 実施計画」において、「低炭素・循環型まちづくり戦略」のリーディング・プロジェクトとして「大規模太陽光 (メガソーラー) 発電所の設置」を具体的に掲げ、京都市水垂埋立処分地における誘致を進め、平成 24 年度に京都市水垂埋立処分地において稼働を開始した。

ア 規模

敷地面積 約 89,000 m²

出力 2.1MW (2,100kW) × 2 基

年間約 4,200MWh (420 万 kWh) の電力量 (一般家庭の約 1,000 世帯分の年間電力消費量に相当) を発電することが可能

イ 事業者

- ・SB エナジー(株) (代表企業, 発電事業者), (株)京セラソーラーコーポレーション (太陽光パネル等メーカー), 京セラコミュニケーションシステム(株) (施工業者)

ウ 運転開始日

第1基運転開始: 平成24年7月1日

(再生可能エネルギー買取法施行後全国初の運転開始)

第2基運転開始: 平成24年9月1日

エ 事業期間

平成24年3月6日から平成44年6月30日まで

(4) 指定都市自然エネルギー協議会

政令指定都市である京都市は、多くの人口を抱えるエネルギーの大消費地であり、市民と共に安心安全な生活を築いていく基礎自治体である。本協議会は、政令指定都市における再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、調査研究・政策提言に取り組むこととして、平成23年7月に設立された。平成25年7月には役員の任期満了に伴う改選により、改めて京都市が会長都市に選任された。引き続き、その役割を積極的に果たすべく、指定都市における共通課題の解決に向けて、調査研究・政策提言を行っていく。

【直近の活動概要】

- 平成23年7月27日: 指定都市自然エネルギー協議会設立 (門川市長が会長に就任)
- 平成24年3月19日: 第2回総会。部会において検討を行った再生可能エネルギー普及の鍵となる「再生可能エネルギー買取法」の運用についての提言を採択
- 平成25年7月24日: 第5回総会。任期満了に伴う役員改選により、改めて門川市長が会長に就任。また、エネルギーを取り巻く社会情勢の不安に鑑み「エネルギー基本計画」と「電力系統線の強化」について、経済産業省に対して緊急政策提言を行った。

(5) バイオディーゼル燃料化事業 (使用済てんぷら油回収)

家庭等から排出される使用済てんぷら油をバイオディーゼル燃料に精製し、ごみ収集車や市バスの燃料として利用する取組を平成9年度から実施している。平成16年6月からは、日量5,000リットルの精製能力を有する廃食用油燃料化施設が稼働しており、平成24年度の実績では、年間約125万リットルのバイオディーゼル燃料を精製し、これをごみ収集車137台、市バス93台の燃料として活用することにより、年間3,200tのCO₂削減に寄与している。

家庭からの使用済てんぷら油の回収を平成9年8月から開始し、回収を実施している団体や個人に対して回収専用のポリタンクやのぼりを貸与し支援を行っている。また、平成19年度から回収実施団体等へ拠点数に応じた定額制の助成金制度を導入している。

平成 25 年 3 月末現在の回収拠点は、市内全学区（220 学区）の 1,686 拠点、回収量は約 20 万リットル（平成 24 年度実績）である。

また、平成 24 年度からは、軽油と同等の高品質な燃料である「バイオ軽油」を動植物性の廃油から製造する「第二世代バイオディーゼル燃料化技術」の研究開発に、公益財団法人京都高度技術研究所が代表となり、トヨタ自動車、島津テクノリサーチなどの産業界、京都市のほか、京都大学など産学公の連携により取り組んでいる。

(6) 「都市油田」発掘プロジェクト

平成 23 年度及び 24 年度は、環境省の「環境研究総合推進費補助金」（総事業費約 5 億円）を活用して、日立造船株式会社及び熊本大学との産学公の連携により実証研究を実施し、家庭や事業所から排出される一般廃棄物中の「生ごみ」と「紙ごみ」から、石油代替燃料として活用できるエタノール（アルコール燃料）の製造に成功した。

平成 25 年度及び 26 年度においても環境省から「CO₂ 削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」（総事業費約 3 億 3 千万）を受託し、実証プラントの規模を拡大（1 トン/週→5 トン/週）するとともに製造コストの削減及びエタノール・メタン二段発酵技術開発に取り組む。

- ごみ 1 トン当たり約 60 リットルの JIS 規格を満足するエタノール（純度 99.5%）の製造に成功した。
- 世界遺産・二条城ライトアップ時（東大手門前）に製造したエタノールを燃料としてポータブル発電機を稼働させ LED 灯籠の点灯に成功した。

(7) 都市熱☆活用プロジェクト

クリーンセンターのごみ焼却時に発生する未利用熱のエネルギーを活用するため、平成 24 年度及び 25 年度に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）及びパナソニック株式会社と協力し、パナソニック株式会社が開発した、世界初の「熱発電チューブ」による発電検証試験を実施している。

- ごみ焼却時に発生する低温廃熱からの温水と冷却水により、チューブの内外に温度差を発生させ、発電することに成功した。

5 家庭部門における地球温暖化対策

「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの展開や学区を単位とする環境に配慮した取組の浸透などを通じ、温室効果ガス排出量が増加し続けている家庭部門からの削減を図る。

(1) 「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの展開

京都議定書発効の地として、「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、環境にやさしい取組の普及活動を行っている。特に、毎月 16 日の「DO YOU KYOTO? デー」（環境に良いことをする日）において、市民や事業者の皆様と一緒に「ライトダウン」や「京灯ディナー」、「ノーマイカーデー」などの統一行動を推進している。また、「DO YOU KYOTO?」をラッピングした市バスを走行させているほか、本市が主催する環境関連イベント等において「DO YOU KYOTO?」及び地球温暖化対策の重要性について、啓発を進めている。

(2) こどもエコライフチャレンジ推進事業

将来を担う子ども達が地球温暖化問題に対し、自ら考え体験する授業を通じて理解を深め、夏（冬）休み期間中に家庭で「子ども版環境家計簿」に取り組むことにより、子どもの視点からライフスタイルを見直し、地球温暖化防止につながるエコライフの実践継続を図っている。休み期間中の取組を充実したものにするため、休み前に事前学習会と、休み後に事後学習会をそれぞれ開催する。

平成 24 年度は全市立小学校 170 校で実施し、平成 25 年度も全市立小学校 168 校で実施する。

(3) 環境にやさしいライフスタイルへの転換プロジェクト

平成 22 年 4 月に「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」から提出された提言に示されたライフスタイルの転換を進めるうえで大切にしたい「12 の視点」を実践に移す取組として、市民団体や民間企業等と連携しながら、ライフスタイルの転換につながるキャンペーンなどを実施している。

平成 24 年度は、朝型生活を推奨する「京朝スタイル」の取組及び「インターネット版環境家計簿」の推進を行った。

平成 25 年度も、学生を対象としたライフスタイル転換キャンペーンの取組や「インターネット版環境家計簿」の推進を行う。

(4) 「エコ学区」事業

平成 23 年度から本市の地域活動の中心的な役割を担っている学区において、学区全体でのライフスタイルの転換や、地域力の向上を図ることを目的に実施した低炭素のモデル地区「エコ学区」事業の成果を基に、平成 25 年度から新たに「エコ学区」事業を開始している。

「エコ学区」事業では、学区による「エコ学区宣言」を契機とし、市民の自主性や多様性を尊重しつつ、学区内の環境への意識が高まり、市内全学区でのエコ活動が拡充していくよう支援している。

エコ学区数：92 学区（モデル学区含む。平成 25 年 10 月 1 日現在）

6 運輸部門における地球温暖化対策

(1) エコドライブ普及促進

エコドライブの普及促進については、平成 8 年度から、不必要なアイドリングの停止を求める「アイドリングストップ運動」として展開してきたが、さらに平成 19 年度からは、アイドリングストップだけでなく、環境にやさしい運転方法であるエコドライブを広く市民の皆様に実践いただくため、自らの取組を宣言いただく「京エコドライバーズ宣言」登録制度を創設し、平成 25 年 9 月末現在で累計 110,300 名の方に宣言いただいている。

また、事業所向けには、平成 20 年度から「エコドライブ推進事業所」の登録制度を設け、登録事業所（累計 807 件 平成 25 年 9 月末現在）には、社内研修会への講師派遣やエコドライブの効果を実感していただくための「エコドライブ支援装置」※の貸し出し等を行っている。

※ 燃費等の運転データを携帯端末により送信し、データの解析等を行い事業者へアドバイスを行うもので、平成20～24年度までの装置を付けた車両の平均燃費改善率は10.5%であった。

この他、平成16年11月から運輸事業者の事業所内でエコドライブを進めていただく「エコドライブ推進者」の認定制度を創設し、平成25年3月末までに31回の研修会を開催し、928名をエコドライブ推進者として認定している。

(2) 次世代自動車普及促進事業

走行時の大気汚染物質や二酸化炭素の排出量が少ない電気自動車（EV）及びプラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及を促進するため、平成21年度から、タクシー、レンタカー事業者等の電気自動車等導入に対する補助制度及び中小企業の充電設備設置に対する融資制度を実施しているほか、平成22年度からは、電気自動車に係る軽自動車税の免除を実施しており、本市域における電気自動車等の普及台数は平成24年度末で664台まで拡大している。

更に、平成25年6月から、新たに充電設備設置に対する補助制度を開始しインフラ整備を加速させることで、電気自動車等の更なる普及促進を図っている。

また、京都市役所の率先的な取組として公用車に7台の電気自動車を導入（環境政策局分）するとともに、区役所等の公共施設に充電設備49基を設置したほか、平成21年度から平成24年度にかけて、公用車である電気自動車を市民に無料で利用していただくEVカーシェアリング事業を実施し、電気自動車等の普及啓発に努めた（累計利用数3,239件）。

7 民生業務部門における地球温暖化対策

事業者を訪問して省エネ・節電等のアドバイスを行う「中小事業者省エネ・節電アドバイザー事業」、地球温暖化対策、省エネルギーをはじめとする事業活動に伴う環境保全活動のノウハウ等を連続講座により学ぶ「事業者向け環境学習セミナー」、エネルギー管理システム（BEMS）の活用等を行う「民生・業務部門施設への省エネ・節電対策普及事業」などを通じ、民生・業務部門からの温室効果ガス排出量の削減を図る。

(1) 省エネ・節電アドバイザー

中小規模の事業者が抱える経費削減の課題の解決に向けて、省エネ・節電アドバイザーが事業所等を訪問し、経営相談と連携した省エネ及び節電に関する相談を実施し、きめ細やかにアドバイスする事業を実施している。

(2) 事業者向け環境学習セミナー

事業者において、地球温暖化防止の取組を推進し、事業所内で環境活動を中心となって推進する人材を養成するため、施設見学やグループワークを中心とした連続セミナーを開催しており、セミナー修了者には修了証書を発行するとともに、修了者の所属する事業所にセミナー推進事業所として認定証書を発行する。

平成 24 年度は、4 回連続セミナーとは別に環境活動の事例発表会を開催し、連続セミナー受講者に加え、多くの方に参加いただくことで、環境活動の先進事例を広く事業者知ってもらふ機会とした。また、連続セミナー後の各事業者における環境活動の取組や行動の成果を報告し共有することを目的とした「フォローアップセミナー」を開催した。

平成 25 年度についても、環境活動における先進事例を学ぶ事例発表会を開催し、施設見学会を含むワークショップを中心とした 4 回構成の連続セミナーを実施している。「フォローアップセミナー」については、冬頃に開催する。

(3) 民生・業務部門施設への省エネ・節電対策普及事業

京都市地球温暖化対策計画で示す目指すべき社会像の一つである「環境にやさしい経済活動」のうちの具体的施策である「中小事業者における低炭素化の促進」に基づき、温室効果ガス排出量の削減が比較的遅れている民生・業務部門施設を主な対象としてエネルギー管理システム（BEMS）を活用する新たな対策に取り組む。

このため、国の補助金事業である「エネルギー管理システム導入促進事業費補助事業」を活用して京都市桃陽病院に BEMS を導入し、医療及び福祉施設における新たな省エネ・節電手法を研究している。

(4) グリーン購入の促進

環境への負荷が少ない商品やサービスを、優先的に購入する「グリーン購入」を広く普及させるため、京都府、本市が働きかけ、平成 16 年 11 月に「京都グリーン購入ネットワーク（KGPN）」が設立された。同ネットワークと連携し、市民、事業者のグリーン購入を推進している。

会員数 134（平成 25 年 3 月末現在）

8 京都市役所における地球温暖化対策

平成 18 年 3 月に策定した地方公共団体として本市が行う事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの削減のための措置に関する計画である「京都市役所 CO₂ 削減アクションプラン」の進捗管理を行い、温室効果ガス排出量の削減を図ってきた。

平成 22 年度にアクションプランの計画期間が終了したことを受け、平成 32 年度までの計画「京都市役所 CO₂ 削減率先実行計画」を平成 23 年度に策定し、温室効果ガス排出量削減の取組を推進している。

(1) 「京都市役所 CO₂ 削減率先実行計画」

ア 目的

- ・ 市内有数の大規模事業者として、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努め、本市の目指す削減目標及び我が国に課せられた削減目標の達成につなげる。
- ・ 率先した取組を進め、公表することにより、市民、事業者の参加と協働による取組の推進を図る。

- ・ 事業者としての取組を推進することにより、本市職員の地球温暖化問題に対する関心を向上させ、全庁を挙げた地球温暖化対策の推進を図る。

イ 計画期間

2011（平成 23）年度から 2020（平成 32）年度までの 10 年間

ウ 計画の対象範囲

外郭団体、独立行政法人を除く組織の、全ての事務事業、施設管理
（指定管理者制度による施設の運営管理を含む。）

エ 目標

2020（平成 32）年度までに温室効果ガス排出量を 2004（平成 16）年度から 25%以上削減（別途、事業・施設別に目標設定）

各部門における排出量及び削減目標

（単位：トン-CO₂）

年度	基準年度	前年度	最新年度		目標年度
	平成16年度	平成22年度	平成23年度	基準年度比較 前年度比較	平成32年度
総排出量 （削減効果量差引後）	506,877	432,670	418,563	▲88,314 ▲17.4%	377,018 ▲25.6%
部門別排出量計 （削減効果量差引前）	524,769	447,972	436,507	▲88,262 ▲16.8%	400,110 ▲23.8%
事務系	18,479	17,637	16,463	▲2,016 ▲10.9%	15,989 ▲13.5%
事業系	369,817	290,512	283,779	▲86,038 ▲23.3%	253,064 ▲31.6%
市民サービス系	136,473	139,823	136,265	▲208 ▲0.2%	131,057 ▲4.0%
削減効果量	17,892	15,302	17,944	52 0.3%	23,092 129.1%
ごみ発電	17,892	15,302	17,944	52 0.3%	21,344 119.3%
バイオガス発電	—	—	—	—	1,748 —

(2) 京都市役所総排出量削減推進事業

市役所からの温室効果ガス排出量の着実な削減を図るうえでは、運用改善等のソフト対策が必須である。そこで、各所属に使用電力の測定機器（省エネナビ）を導入することによって、所属ごとのエネルギー使用量の「見える化」を図り、職員一人ひとりの省エネ意識を喚起し、本市からの温室効果ガス排出量の削減につなげる。

平成 23 年度から本庁舎の各執務室等に省エネナビを順次設置し、使用電力量のデータ収集を行っている。（設置箇所数（平成 25 年 10 月 1 日現在）：20 箇所）

9 国際的な地球温暖化対策

地球温暖化対策の模範となる取組を世界に発信し行動の輪を広げることが、京都議定書誕生の地である本市の使命であるため、国際的な地球温暖化対策の取組を推進している。

(1) イクレイを通じた取組

平成8年に、持続可能な開発に積極的に取り組む自治体等で構成される国際的な連合組織である「ICLEI（イクレー―持続可能性を目指す自治体協議会）」に加盟し、世界の自治体と連携して地域レベルでの取組を推進している。

平成24年度は、6月にブラジル・ベロオリゾンテで開催されたイクレイ世界大会及び気候変動に関する世界市長・首長協議会（WMCCC）（榊本前市長が設立発起人）総会に出席するとともに、リオデジャネイロで開催されたイクレイ「リオ+20」関連事業にも出席した。また、平成24年5月には門川市長が日本を代表するイクレイ東アジア地域理事及び同理事会議長に就任した。

平成25年9月には、門川市長がイクレイ東アジア地域理事会議長として、韓国・水原（スウォン）市で開催された同理事会やイクレイ関連事業等に参加し、本市の地球温暖化対策等について発表した。今後も引き続き、イクレイを通じて先進的な地球温暖化対策事例を収集するとともに、本市の取組を世界に発信していく。

(2) 「KYOTO地球環境の殿堂」

平成21年度に「京都議定書」誕生の地、国立京都国際会館において、地球環境の保全に著しく貢献した方を顕彰し、その功績を永く後世にたたえる「KYOTO地球環境の殿堂」を創設し、平成21年度、22年度に各3名、平成23年度、24年度に各2名の「KYOTO地球環境の殿堂」入りを決定した。平成25年度においても、新たな殿堂入りを招へいし、表彰式を開催する。

また、表彰式に併せて、自然との共生や持続可能な社会を形成するための新たな価値観や経済・社会の仕組みを国内外に向けて発信する「京都環境文化学術フォーラム」を開催している。

10 その他の地球温暖化対策の取組

(1) 環境未来都市

「環境未来都市」構想は、日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）に掲げる具体策として、国が環境未来都市を選定し、構想推進のための諸施策を集中実施することにより、環境、超高齢化対応等の面で世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、国内外への普及展開を図るものである。

本市が「環境未来都市」に選定されることは、本市の地球温暖化対策、少子高齢化対策等の更なる進展と関連産業振興の原動力となるとともに、国内外に本市の取組を発信し、波及・展開していく力となるため、「環境未来都市」として選定を受けられるよう取り組む。

(2) 京のアジェンダ21推進事業

平成9年12月の「国連気候変動枠組み条約第3回締結国会議（COP3）」の開催を控えた同年10月に、市民生活や経済活動を消費型から循環型へ変革し、持続型社会づくりを目指す行動計画として、「京のアジェンダ21」を策定した。「京のアジェンダ21」の普及啓発、

実践活動を推進するため、市民・事業者参加のパートナーシップ組織として、平成 10 年 11 月に「京のアジェンダ 21 フォーラム」を設立した。

- ・ 会員数 471（個人 191 人，団体 280 団体，平成 25 年 3 月末現在）

【これまでの主な成果】

平成 13 年度 「K E S 認証事業部」設置，K E S 審査登録を開始

平成 14 年度 「省エネラベル」を活用した省エネ製品グリーンコンシューマーキャンペーン実施。省エネ法において，全国統一の省エネラベルとして採用

平成 19 年度 「京（みやこ）グリーン電力証書」の制度施行

〃 「京都環境コミュニティ活動(KESC)」プロジェクト実施

平成 20 年度 「京（みやこ）グリーン電力証書」制度（販売電力量 63,000kWh）

平成 21 年度 「京（みやこ）グリーン電力証書」制度を京グリーン電力運営協議会に移行

平成 22 年度 「京のアジェンダ 21（発展・補強版）」の策定

(3) 京エコロジーセンター運営

地球温暖化防止京都会議（COP3）の開催（平成 9 年 12 月）を記念し，平成 14 年 4 月 21 日に開館した。身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで，幅広い視点に立った環境意識の定着を図り，家庭，地域，職場，学校などあらゆる場所で，環境にやさしい実践活動の輪を広げるための拠点施設として運営している。